



■実際にあった相談事例 皆さんの身近で起こったケースばかりです。ご注意を！

ケース① 身に覚えのないはがき

身に覚えのない所から、「紛争問題に関する確認ハガキ」が届いた。はがきには「連絡なき場合は、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状を送る。故意に放置しておくで給料や財産を差し押さえる。」と記載されている。どうしたら良いか。

【アドバイス】

連絡をすることで新たな個人情報を聴きだされ、根拠のない架空請求を受ける恐れがあります。身に覚えがなければ、自分から連絡をしないようにしましょう。

ケース② 送りつけ商法

知らない業者から自宅に電話があり「頼まれていた健康食品を送ります。」と言われた。注文した覚えがないので断ったが、実際に送られてきたらどうしたら良いか。

【アドバイス】

電話がかかってきた時点で、きっぱりと断ることが大事です。もし商品が送られてきた場合は、受け取りを拒否しましょう。商品が代金引換で送られてきた場合でも安易にお金を支払ってはいけません。いったん代金を支払ってしまうと、お金を取り戻すことは困難です。商品を受け取る前の注意が必要です。

ケース③ ワンクリック詐欺

パソコンで「完全無料」の広告ページをクリックしたら、突然「登録ありがとうございました。登録料〇〇円です。」という高額な登録料を請求する画面が表示された。電源を切っても請求画面は消えない。支払わないといけないうか。

【アドバイス】

有料となる内容や金額が明示される確認画面が表示されなければ契約は成立していないと考えられるので、完全無料の広告をクリックしただけでは支払う義務はありません。自分から連絡をすると、新たな個人情報を与えることとなりますので無視をしましょう。画面表示が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>)を参考にしてください。



ケース④ 利殖商法の二次被害

数年前に投資会社に投資をした。当時は配当金の振り込みがあったが、しばらくすると会社が破たんした。最近になり、別の会社から、「手数料〇〇円を支払えば、損失したお金を戻すことが出来る。」との連絡が来たが、信じて良いものか。

【アドバイス】

「過去の被害を回復する」という勧誘があっても、鵜呑みにしないでください。不審な勧誘があった場合、慌てて手続きをしたり、お金を支払ってはいけません。自分だけが儲かるようなうまい話はないので、きっぱりと断ることが重要です。

